

## 行田市空家等対策協議会条例

(設置)

**第1条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、行田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市長のほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 協議会に会長を置き、市長を会長とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取等)

**第7条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

**第8条** 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）第7条に規定する非公開情報を含む場合には、公開しないものとする。

（守秘義務）

**第9条** 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。